



報道発表資料の配付日時 1月6日 (金) 15時00分

発表項目 (行事名)	道内のインフルエンザの流行状況について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 道では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)第14条に基づく、発生動向調査を実施しております。 ○ 道内でインフルエンザが流行しております。 ○ インフルエンザの流行シーズンは例年12月から3月頃であり、感染拡大の予防対策に努めていただきますようお願いいたします。 ○ 詳細は、別紙のとおり。 		
参考	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。(http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/501/map.html) なお、毎週金曜日の15時に更新しますので、次週以降はこちらでご確認ください。 		
報道(取材)に当たってのお願い	道民へのインフルエンザの感染予防対策について、周知願います。		
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		
担当 (連絡先)	保健福祉部感染症対策局感染症対策課 (担当者: 徳田) TEL ダイヤルイン 011-231-4111 内線 38-924		

道内のインフルエンザの流行状況について

令和5年1月6日(金) 15時00分

北海道保健福祉部感染症対策局感染症対策課
電話：011-231-4111 (内線38-924)

道では、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(感染症法)第14条に基づく、発生動向調査を実施しております。

令和4年第52週(令和4年12月26日(月)～令和5年1月1日(日))において、道内の定点医療機関から623症例の報告があり、定点あたり2.76となり、第51週に引き続き、流行開始の目安である1.0を超えております。

インフルエンザの流行シーズンは例年12月から3月頃であり、感染拡大の予防対策に努めていただきますようお願いいたします。

記

1 定点あたり報告数

	第48週 (11/28～12/4)	第49週 (12/5～12/11)	第50週 (12/12～12/18)	第51週 (12/19～12/25)	第52週(速報値) (12/26～1/1)
全道	0.02	0.11	0.46	1.73	2.76
全国	0.13	0.25	0.53	1.24	2.05
去年同期(道)	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01

※1.00を超えると、流行期入りの目安とされています。

2 保健所別定点医療機関あたりの報告数(第52週速報値)

(単位：人)

保健所	報告数	保健所	報告数	保健所	報告数	保健所	報告数	保健所	報告数
札幌市	3.96	岩見沢	3.50	苫小牧	0.00	上川	0.00	北見	1.14
小樽市	5.80	滝川	2.17	浦河	1.50	名寄	1.40	紋別	0.60
市立函館	0.60	深川	0.00	静内	0.33	富良野	2.33	帯広	5.08
旭川市	3.00	倶知安	8.00	渡島	2.00	留萌	0.00	釧路	1.64
江別	4.50	岩内	1.00	八雲	1.00	稚内	1.25	根室	0.50
千歳	3.88	室蘭	5.13	江差	2.33	網走	0.40	中標津	0.00

※ インフルエンザ流行入り保健所管内は、上記の20カ所(太字保健所)

※ インフルエンザ注意報・警報を発令している保健所は、ありません。

※ 第51週において、江差保健所管内で、定点当たり32.67人となり、令和4年12月27日に警報を発令しましたが、第52週は10人を下回ったことから、本日、警報は解除となりました。

※ 全道のインフルエンザ流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。(http://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/501/map.html)

なお、毎週金曜日の15時に更新しますので、次週以降はこちらでご確認ください。

3 インフルエンザの感染拡大を防ぐための対策について

- できるだけ人混みを避け、外出から帰ったら必ず手洗い等をしましょう。
- 十分な栄養と睡眠を心がけ、人にうつさないためにも、発熱や咳等の症状が出た場合は、マスクの着用や咳エチケット※に気をつけましょう。
- 適切な湿度(50%～60%)を保ちましょう。
- 今冬は、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの同時流行による医療機関のひっ迫を防止するため、重症化リスクに応じた受診・自己検査等の対応をお願いしています。

症状のみでは、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザを鑑別することはできませんので、感染が疑われる場合は、以下の北海道のホームページをご参照の上、医療機関の受診または、自己検査等を行っていただくようお願いいたします。

北海道のホームページ「新型コロナとインフルエンザの同時流行に備えた対応」

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/kst/measures.html>

4 インフルエンザの注意報・警報

【発令基準】注意報：1 定点医療機関あたりの患者数が一週間で10人以上

警報： ” ” 30人以上

※ 警報発令後は1 定点医療機関あたりの患者数が10人以上の場合に警報を継続し、下回った場合、警報は自動的に解除されます。その際の解除の発表は行いません。

※ 注意報・警報の発令は、各保健所毎に行います。

- ・ 注意報： 流行の発生前であれば今後4週間以内に大きな流行が発生する可能性が高いこと、流行の発生後であれば流行が継続していると疑われることを指します。
- ・ 警報： 大きな流行の発生や継続しつつあると疑われることを示しています。